

### 別添三(追加的な業務)の概要

- 業務報酬基準(昭和54年建設省告示第1206号)改定案においては、第四第3項において、設計及び工事監理について、標準業務内容に含まれない追加的な業務が行われる場合は、標準業務人・時間数に当該追加業務に対応した業務人・時間数を付加することにより算定するものとし、追加的な業務を別添三に示すこととしている。
  
- 別添三(追加的な業務)の概要は以下の通り。
  - 1 設計に関する追加業務
    - ・ 自ら行った設計に係る建築物総合環境性能評価システム等による評価
    - ・ 設計受託契約を締結した場合に追加的に実施される別添一別表第2の2に掲げる業務
  
  - 2 工事監理に関する追加業務
    - ・ 特殊な技術を要する工事の工事監理受託契約を締結した場合に、別添一別表第2の2の二に掲げる業務を行う際に追加的に発生する業務